

様式第1号（第5条第2項関係）

開 催 案 内 書	
令和7年度第1回玉野市建築審査会	
開 催 日 時	令和7年4月23日（水曜日）14時00分から15時00分まで
開 催 場 所	玉野市役所（本庁舎）4階 第1委員会室
議 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会長の選任</li><li>・ 会長代理の選任</li><li>・ 会議録署名人の指名</li><li>・ その他</li></ul>
傍聴の可否 (非公開の理由)	可
傍聴の定員	5名
傍聴の手続	電話または来庁により事務局に申し込んでください。 (住所・氏名・電話番号をお聞きします。)
事 務 局	玉野市宇野1-27-1 玉野市役所 建設部 都市計画課 建築指導係 0863-32-5538

## 様式第2号（第6条第5項関係）

### 傍聴に関する注意事項

次の事項に該当する人は、会議を傍聴できません。

- (1)危険物を持っている者
- (2)酒気を帯びていると認められる者
- (3)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (4)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- (5)前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穩に傍聴してください。

- (1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2)会議場において発言しないこと。
- (3)みだりに席を離れないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6)会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### その他の注意事項

- (1)傍聴者は、会議の途中、会議の長により非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。
- (2)傍聴者が会議の長の命令に従わず、会議の公正かつ円滑な進行の妨げとなると判断される場合は退場していただきます。

玉野市建築審査会事務局